

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事、茨城県教育委員会教育長及び茨城県公安委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 8 日

茨城県監査委員	森	田	悦	男
同	伊	沢	勝	徳
同	澤	田		勝
同	田	中	美	和

(指摘事項)

監査実施機関名 税務課	監査実施年月日 令和6年8月7日
<p>○監査の結果</p> <p>自動車税（種別割）の課税事務において、内部統制が機能せず、県税条例改正時に改正漏れが発生したことにより、令和元年度から5年間に渡り、納税者3,156名に対し、税額を合計13,786,100円過大に課税したことは適切でない。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>本件に係る過大課税額について、令和6年2月28日までに納税者への還付手続きを完了した。</p> <p>また、令和6年第1回定例会において、キャンピング車等に対して課する自動車税種別割の税率に係る条例改正を行った。</p> <p>併せて、本事案は、条例改正を担当するグループと他の関係グループとの連携不足や組織的なチェック体制が不十分であったことが主な原因であるため、令和6年1月に課内にワーキングチームを設置することにより、条例改正時のチェック体制を強化した。</p> <p>具体的には、税制改正に伴う県税条例改正作業において、条例改正の担当副参事のほか、条例改正を担当するグループ員及び課税担当のグループ員で構成するワーキングチームにより、改正内容のチェックを複数回行うこととした。</p> <p>また、前年度の条例改正についても、新年度のワーキングチームメンバーで再度確認することとした。</p>	
監査実施機関名 道路建設課	監査実施年月日 令和6年8月8日
<p>○監査の結果</p> <p>道路建設課が事務局を務める団体の事務において、担当職員が内部決裁を経ずに定期預金の解約や金融機関の払戻請求書への届出印の無断押印を行ったこと、また、内部決裁を経た後、支出決定額よりも多い金額を記載することにより、令和5年8月30日から令和6年4月25日までの間、計30回にわたり、合計3,252,070円を不正に引き出し、私的に使用していた。これは、届出印及び預金通帳の管理がずさんで、かつ管理監督者が払戻金額の確認や預金通帳の金額確認を行わなかったことに起因するものであり、組織としての管理体制が機能しておらず極めて不適切である。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>届出印及び預金通帳は、別々の場所に常時施錠して保管し、また、支出の際は、届出印の管理者が金融機関の払戻請求書に記載された金額を確認のうえ押印するとともに、払い戻し後の記帳された預金通帳を確認することで、再発防止に取り組んでいる。</p>	

(注意事項)

監査実施機関名 女性活躍・県民協働課	監査実施年月日 令和6年7月3日
○監査の結果 ウクライナ避難民支援事業に係る国庫補助金受入れ事務において、内部統制が機能せず、実績額報告を誤り県の歳入予算に不足を生じさせたことは適切でない。	
○措置状況 国費事務担当職員が変わる場合の引継書には、当該事業に係る国費受入額について必ず明記するとともに、複数職員による引継ぎを徹底することとした。 また、国の交付金とりまとめ担当課への確定額報告時には、担当職員及び副担当職員、庶務担当、総括、課長等の複数職員で、対象経費の積算根拠の確認を行い、受入額をチェックするとともに、報告額等に誤りがないか前任職員への確認を徹底することとした。 さらに、部全体の取組として、国庫金執行管理表に収入受入れに関するスケジュール等を記載する部独自のルールを定め、担当課と幹事課の両方で進捗を確認するようにしたほか、幹事課においても定期的に国庫金執行管理表と予算書等との突合を行い、記載事業や項目等の漏れが無いかを確認する等、チェック体制の強化を図ることとした。	
監査実施機関名 都市局住宅課	監査実施年月日 令和6年8月1日
○監査の結果 県有資産所在市町村交付金の算定において、内部統制が機能せず、誤って改定前の公有財産台帳価格で交付金を算出したため、交付金が過大に交付されたことは適切でない。	
○措置状況 県有資産所在市町村交付金の算定の際には、新たに作成したチェックシートを活用し、建物台帳の価格改定の有無を確認するとともに、固定資産評価額などの根拠資料や計算式を担当者以外の複数の職員で確認することとした。 また、建物台帳の価格改定は、3年ごとに行われることから、事務処理に遺漏が生じないよう、担当者に加え、担当グループ補佐及び課出納員の事務引継書にも記載するよう改善し、再発防止に努めることとした。	

監査実施機関名 流域下水道事務所	監査実施年月日 令和6年7月23日
<p>○監査の結果</p> <p>過去に処分した固定資産について、内部統制が機能せず、事業主管課への処分報告を行わなかったため、貸借対照表の固定資産計上額に過誤があったことは適切でない。今後は固定資産台帳の整理を徹底し、適正な固定資産の管理に努められたい。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>固定資産を適正に管理するため、令和7年度までに現物が確認できない固定資産の除却処分を完了させることとした。</p> <p>令和6年度においては、下水道課と協議し作成した「手順書」に基づき固定資産の実地調査を行い、処分理由の特定ができたものについて、除却を進めていく。</p> <p>令和6年度の実地調査でも処分理由が特定できず除却できなかったものについては、令和7年度末に下水道課に全て処分報告を行い、決算整理により除却処分を完了させることとする。</p> <p>なお、今後の再発防止策として、資産の更新等の際には、用途廃止する資産の処分報告を行う総務課と各課・各浄化センターとの連携を図り、複数職員による相互チェックをすることにより資産の適切な管理に努め、処分報告に漏れがないよう徹底する。また、固定資産の管理について疑義が生じた場合は、速やかに下水道課に確認、共有することとし、再発防止を図る。</p>	
監査実施機関名 教育庁総務企画部文化課	監査実施年月日 令和6年8月8日
<p>○監査の結果</p> <p>行政財産（建物）に係る使用料について、内部統制が機能せず、調定を失念し、最長約3年5ヶ月遅延していたことは適切でない。</p> <p>（地方自治法第199条第10項に基づく意見）</p> <p>注意事項について、令和6年度から使用許可及び調定事務が自然博物館へ移管されたとのことであるが、移管先における再度の調定漏れ防止のため、遺漏なく引継ぎを行うよう留意されたい。</p>	
<p>○措置状況</p> <p>調定漏れが判明後、速やかに金額の積算や会計管理課への照会等を行い、令和5年8月31日に調定決議をし、令和5年9月15日に相手方から納入された。</p> <p>所属長及び総括課長補佐が調定期間や期間が確認できる使用許可・貸付台帳を作成し特に期間が1年を超える使用許可や貸付は手続きの漏れがないかを課全体として、チェックをする体制を整えた。また、期間が1年を超える行政財産使用許可に係る関係書類や使用許可期間が確認できるスケジュール表を共有ファイルに保存し、管理担当課長補佐を含む管理G全員で確認できるようにした。</p> <p>地方自治法第199条第10項に基づく意見に対して、令和5年度に事案が発覚した以降、口頭では自然博物館に引継を行っていたところではあるが、令和6年8月29日付事務連絡で、改めて今回の調定漏れの原因等を記載した経緯書・調定漏れ是正にかかる関係書類を自然博物館に送付し、同様の事案が生じないよう引継を行った。</p>	

監査実施機関名 警察本部	監査実施年月日 令和6年8月1日
○監査の結果 交番建設工事に関連する地中埋設物撤去工事について、工事完了後、事実と異なる工期で契約を締結していたことは適切でない。	
○措置状況 今回の要因を踏まえ、今後、以下の点に留意して再発防止に努めてまいります。 ① 担当課長は、予算執行や会計手続等に疑義が生じた際には、課内での検討を徹底させ、予算事務を所掌する会計課をはじめ、関係各課へ確認させた上で判断する。 ② 担当課長は、課員等に対し、会計課主催の会計事務研修を受講させ、財務会計事務の知識向上に努めさせる。 ③ 工事契約のチェックリストに契約変更に関する項目（設計変更の可否、予算措置、変更工事価格の積算方法、契約期間）を追加した。担当、副担当のダブルチェック後、所属の出納員（課長代理）が確認する。	